慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	外国領海内に於ける商船の地位に関する仏国主義（上）
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.1 (1921. 1) ,p.67- 80
JaLC DOI	10.14991/001.19210101-0067
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210101-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

企業家が贅澤家から禁欲家に變つた爲めに、之を消費せずして放置すると云ふに過ぎない。何れの場合に於てもV. Kirchmann の「村の貯蓄者は、現社會の貯蓄者とは遙かに異なるのである」(S. 45-70)

そこで貯蓄の本質奈何なる問題に逢着する。而して是に答へる爲めには進んで資本の本質其者を明かにしなくてはならぬ。

外國領海内に於ける商船の地位に關する佛國主義（上）

板倉卓造

一　英佛兩主義

領海とは地球表面の海洋の一部にして一國の主權の行はるゝ範圍を云ふ。(註一)故に其領海内に來る一切の外國商船は其國の主權に服す可きものと云はざる可からず。隨て外國商船は其國の裁判權、警察權、稅權等各般の權力に服せざる可からず。殊に犯罪に就ては其行爲が船舶自身に依て行はれたると將た乘組員に依て行はれたるとに論なく悉く領海國の裁判權に服す可きものとするを以て原則と爲す。而して英國は此原則を最も嚴密に支持するを以て一に英國主義(English rule)と呼ばる。然るに之に對し或種の犯罪に就ては領海國の裁判權に依て管轄せしめざるの主義を採るものあり。佛國が最も古くより之を行ふを以て佛國主義(French rule)と稱せらる。

（註一）領海の上に行はるゝ國家の權力が主權なりや否やに就ては古來異論ありと雖も余は近時多數の學者と共に主權說を支持するものなり

刑事裁判權の關する限りに於て英國主義は佛國主義に比して其起原著しく若し。即ち英國主義は其起原を有名なる一八七六年の Franconia 號事件に發するものにして獨逸船 Franconia 號はドーヴアー海峽に於て英國の海岸を距る三海里內の海上にて英船 Strathclyde 號と衝突し之が爲め英船沈沒し乘客一名亦溺死したり。然るに英國裁判所は此事件を判決して三海里內を英國の領海とするの國法なきが故に管轄權なしとて獨船長 Keyn を放免したるより國會は一八七八年を以て Territorial Waters Jurisdiction Act を制定したり。是れ英國主義の起原なり。此法律は苟も英國の領海三海里內にて行はれたる一切の犯罪に對する訴追權を英國裁判所に附與したるものにして其犯罪者が英國人なると外國人なるとに論なく又其犯罪が外國船內に行はれたると將た外國商船に依て行はれたるとを差別することなし。然るに Bonfils の說に據れば本法は獨佛にては勿論英國自身に於ても多くの反對論を招きたりと云ふ。即ち彼の說に曰く『蓋し此法律は外國船が單に英國領海に碇泊する場合のみならず其海上を通過し若しくは橫斷する場合に於ても苟も其船內に犯されたる一切の犯罪に對し英國裁判所の干涉權を認むるものなるを以て英國海岸に沿ひ萬國に公開せられたる海路を航行する幾千の船舶を脅かすものと云はざる可からず。如何となれば英國海峽の通過は大部分英國海岸に沿ふて航行するを航海上最も便利とする通路とせらるればなり。然るに此法律は凡そ二公海を聯結する海峽の自由通行は海洋自由の原則の一效果に外ならざるを忘却したるものにして管轄權を斯の如く濫に擴張したる英國法は大多數の學者(中には英國政府の法律家をも含む)例へば Robert Phillimore, Travers-Twiss, Heffter, Bluntschli, Perels 等に依て認めらるゝ國際法の原則に反するものなり。』——Bonfils: Droit international public, sixième édition, pp. 412, 413, n° 628

英國法は二公海を聯結する海峽の自由通航權に反するものなりとて Bonfils が英國主義を非難するの說には同意する能はずと雖も外國船舶に對し領海主義を嚴密に行ふの英國主義が其實際の運用に不便なるは爭ふ可からず。佛國主義は即ち此不便を避けんが爲めに今や一般に採用せらるゝ所なり。然らば佛國主義

とは何ぞや。Bonfils の說明は他の學者の所說に比して最も要領を得たるものなり。

『犯罪事件を二別し第一種を更に小別して

1　純然たる船內の秩序に關する行爲即ち職務上の犯罪

2　乘組員に對し同じ他の乘組員の犯したる普通犯罪にして碇泊港の治安を害せざるとき

以上の事件に就ては船舶の屬する外國の法律を尊重せられざる可からず。佛國官憲は援助を求められたる場合の外、是等の事件に關與す可からざるものなり。更に第二種を小別して

1　乘組員外の人に對し又は乘組員外の人に依て船內に犯されたる犯罪

2　乘組員間に行はれたる犯罪にして碇泊港の治安を害し又は佛國官憲の援助を求められたる場合

以上の犯罪事件の管轄は佛國裁判所に屬す可きものにして佛國港灣に於ける外國船舶に對して容認せられたる保護は以て公安に關する一切の事件に對する佛國裁判管轄權を奪ふものに非ざるなり』——Bonfils: De la compétance des tribunaux français à l'égard des étrangers, n° 325.——Bonfils: Droit international public, sixiéme édition, p. 411, n° 625.

二　佛國主義の起原

外國港灣內に於ける商船の地位に關する佛國主義が始めて明白に宣言せられたるは英國主義の起原よりも遙に前なる一八〇六年、佛國參事院(Conseil d'État)に於ける米船 Newton 號及び Sally 號事件に關する判決是れなり。即ち同年米國商船 Newton 號は當時佛國に屬したりしアンヴェール港に碇泊中、其短艇內にて乘組員同志の間に爭鬪を生じたる其爭鬪の管轄に就き地方官憲と同地駐在米國領事との間に爭を生じたり。此事件と恰も時を同ふしてマルセイユ擊船中の米船 Sally 號內にても亦乘組員の一人が命令に反したりとの故を以て士官に依て重傷を負はしめられたる事件を生じ其裁判管轄に就て地方官憲と同地駐在米國領事間に Newton 號と同樣なる爭議を釀したり。依て兩事件に關する管轄權の爭議を參事院に附して審理せしめたる處、同年十一月二十日附を以て、其裁判權が米國領事に在る可きを判決せられたり。其判決に宣言する所左の如し。

『參事院は皇帝の諮詢に應へ並に司法大臣たる大法官よりマルセイユ及びアンヴエール駐在米國領事が佛國港灣に碇泊せる米國船內に行はれたる犯罪に關して要求せる裁判權の範圍限定に關する審議の結果に就て左の通り報告する所を聽取し

（一）中立船は漠然中立地と認む可からざること、並に中立船に對し佛國港灣に於て容認せらるゝ保護は苟も國家の利益に關する一切の事件に對する佛國の地方裁判管轄權を阻害す可きに非ざること

（二）又佛國港灣に碇泊することを許されたる中立船は其碇泊地に行はるゝ警察法規に當然服從す可きものなること

（三）其乘組員は乘組員外の人に對し假令ひ船內に犯したる罪と雖も當國裁判所に於て等しく裁判せられ又乘組員外の人との間に行はれたる民事上の契約に就ても同斷なること

（四）然れども以上の點までは地方裁判權の管轄に就き論なきも中立船內に犯されたる罪にして其乘組員同志間に行はれたるものなるときは然る可からざること

（五）此場合に於ては之を船內の規律に關するものとして中立國の權利を尊重し地方官憲は苟も其援助を請求せられ又は其行爲が港內の治安を害するものに非ざる限り之に干涉す可からざること

前記大法官の報告に指摘する以上の區別が慣例に適合し本事件に適用す可き唯一の法則なるを認め此法則を米國領事の要求せる二件に適用するに其內の一件は米船Newton號の短艇內に起りたる乘組水夫兩人間の爭論にして又他の一件はSally號の船長次席が彼の命令に依ることなくして漫に短艇を使用したりとて水夫の一人に重傷を加へたる事件なるに付き右米國領事の要求を採用し前記二件の審理を佛國裁判所に禁ずるの理由ありと認む』——Ortolan: Diplomatie de la mer, liv. II, Appendice, Annexe J. (Quartième édition)

右の判決文中に中立船云々又は中立國の權利云々と記せるは當時佛國は恰もナポレオン戰爭中にして米國は此戰爭に對し中立なりしが爲めにして之を平時關係に於て云はゞ單に外國船云々又は外國の權利云々と云ふの意味に外ならず

と知る可し。斯くて此參事院の判決は爾來佛國裁判所の判決例に於て佛國と諸外國との條約に於て又佛國の法令に於て多年一貫して其主義を採用せらるゝ所にして自ら佛國主義なる名を生ずるに至りたる所以なり。

然れども佛國主義の起原を以て右一八〇六年の參事院判決と爲すこと一般に認めらるゝ所なりと雖も此主義と同一なる思想が固より其以前に存在したることなしとの意味に非ず。現に夫れよりも約二十年前、即ち一七八八年十一月十四日締結の米佛條約中には明白に今日の佛國主義の前驅を爲すものと認む可き條項を存したり。即ち同條約第八條に曰く

『領事又は副領事は自國一切の船舶に對し警察權を行使し且つ其船內に起りたる一切の紛議に就き民事々件に關して一切の權力及び裁判權を有す可し：……但し前記の職權は專ら船內の事項に限られ其碇泊港の警察權に關與する事件に就ては然るを得ず』——Ortolan: ibid. p. 279.

但し同條約第十條に曰く

『相互の人民又は臣民が公安に關する犯罪を行ひたるときは其國の裁判官に依て裁判せらる可し』——Ortolan: ibid. p. 279

果して然らば佛國主義の由來は一層遠くして其起原の甚だ古きを見る可し。

然れども佛國主義が國際法上の一主義として認めらるゝに至りたる其起原が前記參事院の判決に在るは爭ふを得ざる所なり

三　佛國主義の確立

斯の如くにして起りたる佛國主義は其後の佛國裁判所の判例に依りて其適用を一層明確にしたり。依て其判例の著名なるものを擧ぐること左の如し。

1　乘組員同志間の犯罪——一八三七年瑞典船 Forsattning 號が佛國パムブーフ碇泊所なるロアル河口に繫船中、其乘組員中の一人が他の一人に對し、毒殺罪を犯したり。然るにラン裁判所は(一)其船が商船なること、(二)同船が佛國領海に繫留せること、(三)佛國と瑞典との間には裁判管轄權に就て互惠條款なきことに鑑み此事件の管轄權に關して疑問を生じたるを以て政府に問合はせたる處、政府は權限裁判所長官 (M. le garde des sceaux) 並に外務大臣の連署を以て犯人を同船の責任者に引渡す可きを命じ佛國裁判所の管轄外なるを指示したり。

2　乘組員外の人に對する犯罪――一八四四年マルセイユ輕罪裁判所は同港に碇泊する一英國商船の船長が其繫留場所に關する爭より一佛國船長に暴行を加へ且つ同佛船の揭揚せる國旗を引卸して之を破損せしめたる事件に對し英船長を輕罪の刑に處するの管轄權ありと宣告したり。

之と同一の事件は一八五六年佛國某港に入らんとする一米國商船に傭はれたる一佛國水先案內人は同船々長次席の爲めに虐待せられたりとて港務官憲に訴出でたるより同官憲は其旨檢事に宛て信號したるに檢事は此事件を以て佛國裁判所の管轄外なりとして受理せず。然るに一方同港駐在米國領事は一八五三年締結の米佛領事職務條約の規定(第八條)を誤解して自ら管轄權ありと主張したる結果、佛國外務大臣は權限裁判所長官の意見を徵し米國領事の此主張に對して右條約は乘組員名簿に登錄せられざるものに對する犯罪又は紛議に就て領事の管轄權を認むるものに非ざるを答へ巴里駐劄米國公使も亦之と同意見なりしを以て直に右米船長次席を訴追し之を輕罪の刑に處したり

3　港の治安を害する犯罪――一八五九年ハーヴル港に碇泊中の米國船Tempest號內に於て船長次席Jallyは其乘組水夫の一人を殺害し他の一人に重傷を負はしめたり。然るに當時同港に碇泊せる多數の米國船員は此事を聞て大に激昂し或は右加害者を捕へて私刑に處せんとするの危險ありしより犯人は直に佛國官憲に自首し出でたり。後日佛國大審院(Cour de Cassation)は此事件に對しルーアン裁判所が佛國裁判所に當然管轄權あるを主張し之をセイヌ、アンフエリイール縣重罪裁判所の公判に附したる判決を是認したり。後代Jally事件又はTempest號事件として知らるゝもの是れなり。其佛國大審院の判決文中、該事件の裁判管轄權が佛國に在りとして列擧する理由は佛國主義を一層詳說するものなり。即ち

（註二）

一、各國家は其全領域の上に主權を有すること國際法上の一原則なり。

二、ナポレオン法典第三條の規定に據り警察治安に關する諸法規は佛國領域に居住するものを拘束するが故に外國人は假令ひ單に通過するもの(transeun-tes)と雖も是等の諸法規に服從す可きものなり。

三、外國港灣に入る商船は其國の利益に關係する各事件に就て其國の裁判管

轄權に服せずとするは秩序及び政府の尊嚴を危險ならしむるものと云はざる可からず。

四、總ての國家は其港內に犯されたる犯罪にして商船の乘組員が乘組員外の人に對して行ひたるものゝみならず、乘組員同志間に行はれたるものと雖も苟も其犯罪が港の治安を害し又は地方官憲の干涉を求められ又は其事件が各國法普通の犯罪にして然かも其重大なること若し之を不問に附するときは其裁判及び領土主權を害するに至るものと認めらるゝときは（如何となれば其犯罪は各國が全領域內に維持せざる可からざる法規に對する最明白、最著大なる違反なればなり）之を罰すること當然なりと云はざる可からず。

五、外國君主は兩國間の特別條約に依り且つ其條約の範圍內に限るの外、自國商船の爲めに前揭の原則を免かれんことを要求するの理由なし。何となれば是等の船舶は貿易の爲め自國領域外を航海するものにして何等公務に從事することなく專ら私利を營み且つ其乘組員は一私人が主張することを得る以上の保護を要求するの權利なきものなればなり。

六、船內の秩序及び管理に關する事項は地方官憲の干涉す可き限りに非ず、一に諸國間の一般慣例に依りて認めらるゝ互惠的權利を尊重す可きものなれども之を除くの外、商船は其國の裁判管轄權に服す可きものとす。

七、地方官憲の干涉を求められたるとき又は乘組員外の人に對して犯されたる犯罪にして其犯罪の行はれたる船舶所在港の治安を害するものならんには特に前項の如くならざる可からず。

（註 1）Ortolan: ibid. Appendice, Annexe J, pp. 455, 456.

然るに Hall は佛國の慣例が必ずしも一定せず往々其解釋を動かさるゝことありとて此 Jally 事件に關する大審院の判決は『商船は國家が適當と認むるときは之を地方裁判權に全然服從せしめらる可しと斷定したるもののなり』と非難したれども（註三）右に列擧したる判決の理由を通讀するときは Hall の非難の當らざるを解す可し。果して然らば一八〇六年、米國商船 Newton 號及び Sally 號事件に關する佛國參事院の判決以來、前記一八五九年 Jally 事件に關する大審院の判決に至る五十年間の實例に徵し外國港灣に於ける商船の地位に關する佛國主義は其基礎全

く確立せられたるを認む可きなり。

（註三）Hall: International Law, fifth edition, pp. 203, 204.

慶應義塾の
三田通りの
カフエー
米
電高輪二二六六
●嚴冬並びに初春の好飲料は
●ホットカルピスと森永のコ、ア……
●香の高い紅茶とコーヒー
●宴會至便料理と菓子は御存じの美味